取扱注意 | 関係者限り | 資料１

令和８年１０月２７日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和９年度再商品化実施委託単価（案）について

令和９年度再商品化委託申込み時に必要な、再商品化義務量算定のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、パブリックコメント終了後に確定するため「暫定値」として「量・比率」（案）を使用しています。

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

＜令和９年度再商品化実施委託単価の算出根拠＞（単価・金額共 消費税抜）

		①市町村からの引取り見込量（トン）	②再商品化事業者見込委託単価（円／トン）	③協会経費（千円）	④再商品化総費用（千円）≒(①×②)＋③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量（トン）	⑥令和９年度再商品化実施委託単価≒④÷⑤（円／トン）
ガラスびん	無色	93,000	11,000	101,357	1,124,357	87,900	12,800
	茶色	96,000	12,000	101,357	1,253,357	88,000	14,300
	その他色	121,000	17,000	101,357	2,158,357	99,600	21,700
ＰＥＴボトル		5,918	61,000	*198,490	559,488	121,719	5,000
紙製容器包装		4,250	18,000	369,088	445,588	16,915	27,000
プラスチック製容器包装		710,200	75,000	1,058,000	54,323,000	738,800	74,000

注１）上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。（PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上）

注２）端数調整のため、（①×②）＋③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

＊ ＰＥＴボトルの協会経費予算は 1,124,020（千円)です。これに令和９年度の有償収入に係る消費税相当額 925,530（千円）を充当するため、残額は 198,490（千円）となります。
なお、表中には四捨五入した数字を記載しております。

（参考１）令和８年度再商品化実施委託単価について

		① 市町村からの引取り見込量（トン）	②再商品化事業者見込委託単価（円／トン）	③協会経費（千円）	④再商品化総費用（千円）≒(①×②)＋③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量（トン）	⑥令和８年度再商品化実施委託単価≒④÷⑤（円／トン）
ガラスびん	無色	95,000	10,500	98,255	1,095,755	94,600	11,600
	茶色	98,000	11,600	98,255	1,235,055	88,000	14,100
	その他色	122,000	18,000	98,255	2,294,255	109,700	21,000
ＰＥＴボトル		4,900	66,000	*520,187	843,587	140,000	6,500
紙製容器包装		5,500	15,000	365,032	447,532	27,830	17,000
プラスチック製容器包装		719,200	68,000	1,002,000	49,908,000	708,600	71,000

注１）上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。（PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上）

注２）端数調整のため、（①×②）＋③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

＊ ＰＥＴボトルの協会経費予算は 1,561,877（千円)です。これに令和８年度の有償収入に係る消費税相当額 1,041,690（千円）を充当するため、残額は 520,187（千円）となります。
なお、表中には四捨五入した数字を記載しております。

（参考２）令和７年度再商品化実施委託単価について
＜算出根拠＞（単価・金額共 消費税抜）

		①市町村からの引取り見込量（トン）	②再商品化事業者見込委託単価（円／トン）	③協会経費（千円）	④再商品化総費用（千円）≒(①×②)＋③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量（トン）	⑥令和７年度再商品化実施委託単価≒④÷⑤（円／トン）
ガラスびん	無色	100,000	9,800	84,826	1,064,826	95,900	11,000
	茶色	102,000	11,200	84,826	1,227,226	88,300	13,900
	その他色	131,000	18,000	84,826	2,442,826	120,600	20,200
ＰＥＴボトル		7,800	58,000	*928,725	1,381,125	158,000	8,800
紙製容器包装		5,600	14,500	327,139	408,339	18,950	22,000
プラスチック製容器包装		704,620	63,000	930,000	45,321,000	726,300	63,000

注１）上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。（PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上）

注２）端数調整のため、（①×②）＋③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

＊ＰＥＴボトルの協会経費予算は 1,598,721（千円)です。これに令和７年度の有償収入に係る消費税相当額 1,013,247（千円）を充当するため、残額は 585,474（千円）となります。他方、有償拠出金の 3 月分は次年度に拠出しますが、６年度と７年度計画では７年度の額が多いため、差の 343,251（千円）が加算されます。この結果、特定事業者の実質的な負担経費は、928,725 円（千円）となります。